

船橋市児童相談所の設置について

1. これまでの経緯

市では「船橋の全ての子どもたちの安全で安心な生活を守り、健やかな成長と発達を切れ目なく支援する拠点」として、市独自に児童相談所を設置することとしました。

これまでの経緯として、平成25年度に庁内で検討を開始し、様々な調査や協議を重ね、昨年4月にJR南船橋駅南口市有地E街区（福祉ゾーン）の一部約3,000平方メートルを児童相談所の整備地とすること、11月には令和8年4月の開設を目指すことを決定し、12月に開催された市議会において基本・実施設計の予算が承認されました。

現在、本年3月17日に締結した設計事業者と今後の検討内容等を精査しているところであり、令和4年度より児童相談所設置に向けた準備作業等が本格的に動き出しました。（今後のスケジュールは4項参照）

・主な経緯

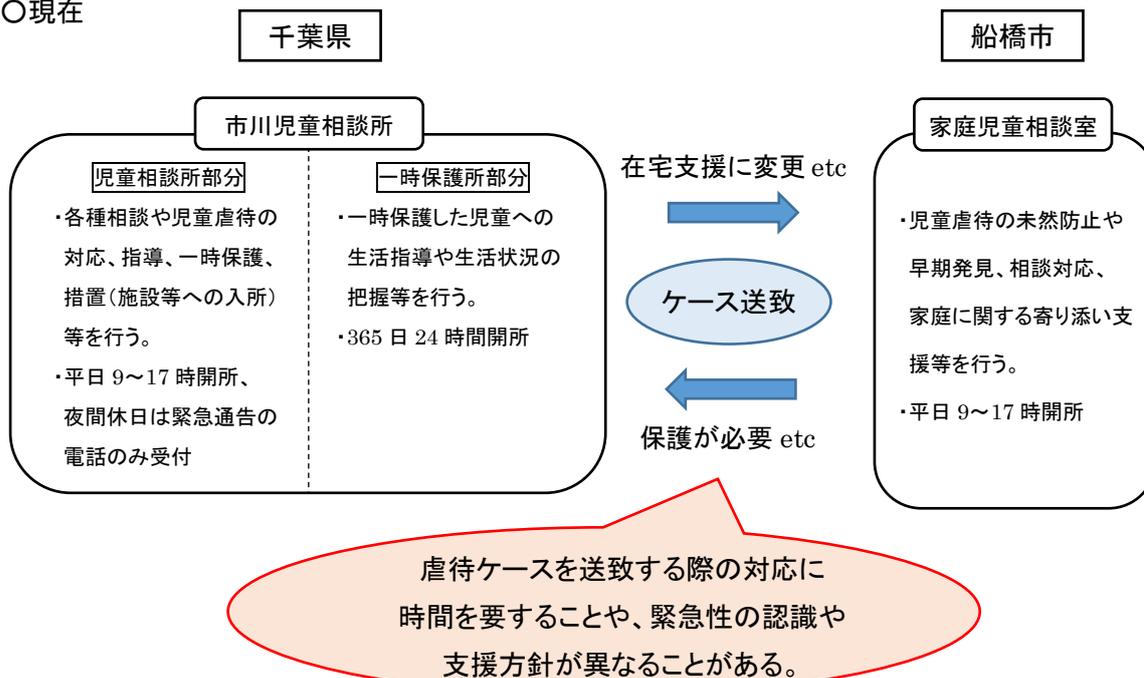
令和3年4月	整備地及び敷地面積を決定
令和3年5月	基本構想に対するパブリック・コメントを実施
令和3年7月	基本構想を策定
令和3年11月	整備スケジュールを決定
令和3年12月	基本・実施設計業務委託費の予算承認
令和4年2月	市児童相談所整備地の測量及び分筆
令和4年3月	<p>「船橋市児童相談所新築工事基本・実施設計業務委託」契約締結 ※事業者の選定については公募型プロポーザルにより実施し、価格競争だけでなく、児童相談所の設計に関する知見や専門性等を審査し、総合的な評価に基づき事業者を選定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約締結日：令和4年3月18日 ・委託期間：令和5年9月15日まで <p>※基本設計は令和4年9月頃完了予定</p>
令和4年4月	<p>子育て支援部 家庭福祉課内に『児童相談所開設準備係』を設置 ※係長以下6人体制（再任用1人・会計年度任用1人含む）</p>

2. 船橋市児童相談所の特徴

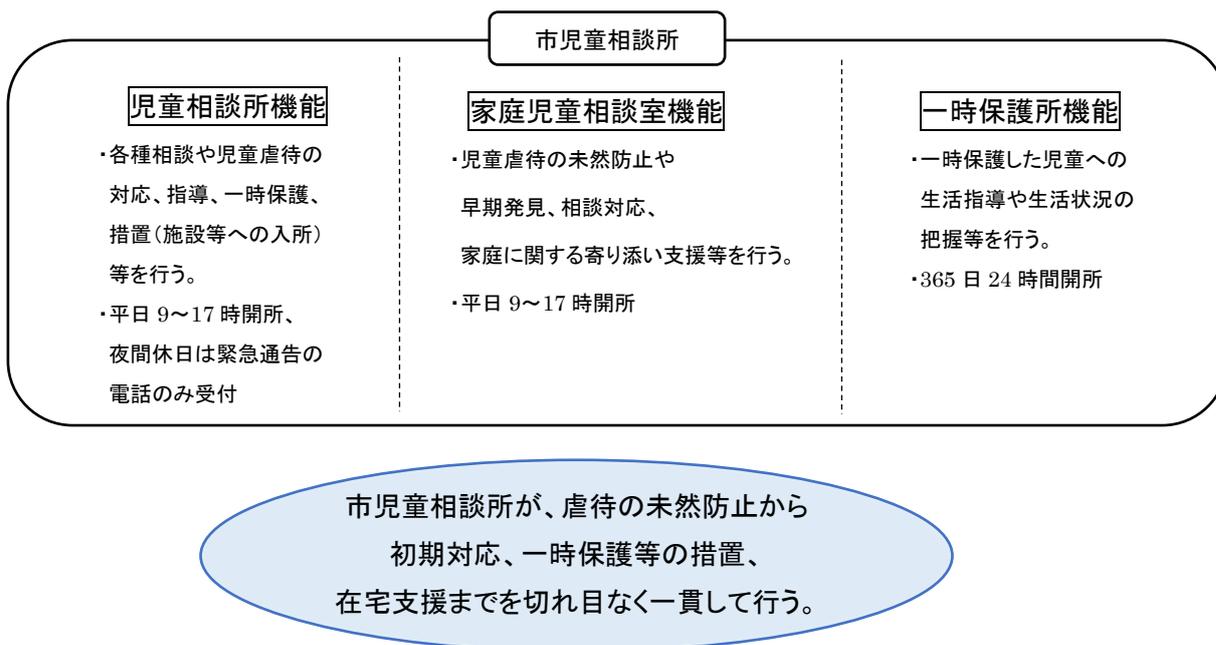
令和3年7月に策定した「船橋市児童相談所基本構想」では、市児童相談所の基本方針や、施設整備の基本的な考え方を定めています。

この中で、本市の児童相談所は一時保護所を含む児童相談所機能と、現在市が実施している家庭児童相談室機能を一体化することを特徴の一つとしています。

○現在



○市児童相談所設置後

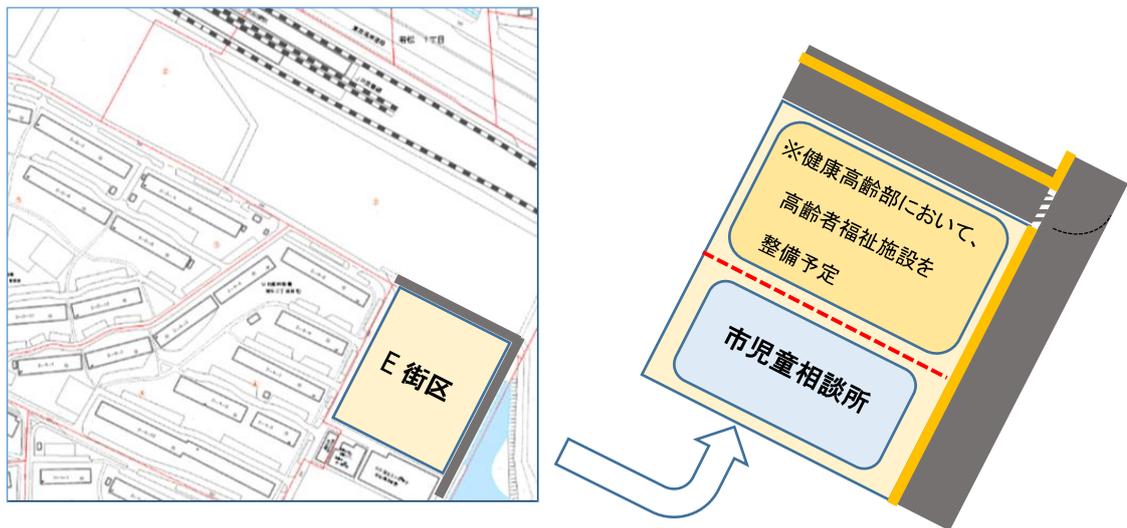


3. 施設の基本情報

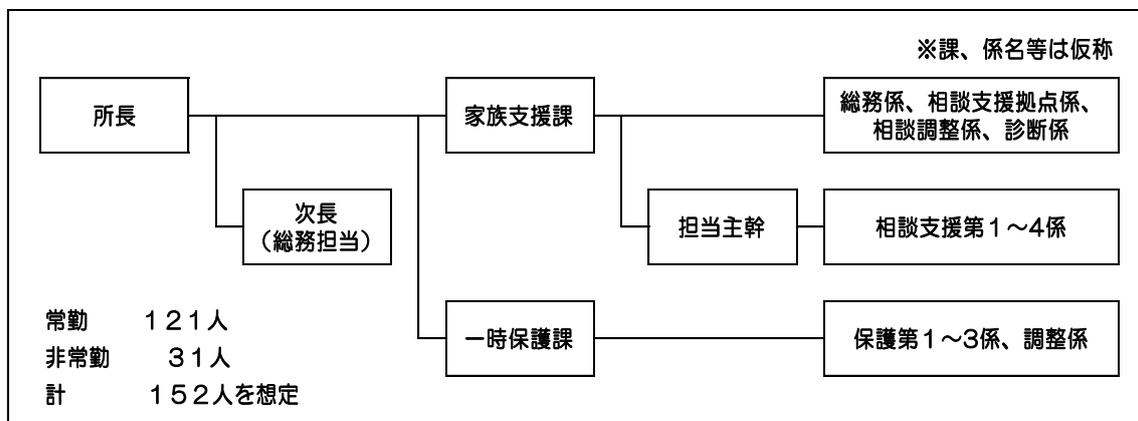
施設としての市児童相談所は、以下のとおり計画しています。

※設計等において、延床面積等が変更となる場合があります。

整備地(地番)	船橋市若松2丁目1番16
敷地面積	3,086.21㎡
階層	地上2～3階建て
延床面積	約3,370㎡(※) (児童相談所:1,820㎡、一時保護所:1,550㎡)
主な部屋等	児童相談所:職員事務室、相談室、会議室等 一時保護所:居住エリア、ラウンジ、食堂、運動スペース等



4. 児童相談所 令和8年4月(開設時)組織体制(案) ※第1種事業所として



※児童相談所と家庭児童相談室を一体化した家族支援課8係と一時保護所の運営にあたる一時保護課4係の所長以下2課12係を想定。

4. 全体スケジュール

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度 (開設)
施設整備		設計		建設		
人材確保・育成			採用			
		他自治体派遣研修				
移譲業務等協議		関係部署協議		県協議・移譲		
システム構築		仕様検討・作成		入札・開発		
関係機関等 相談支援体制構築		調査・検討・調整				
政令指定 ※		事前準備	事前協議・申請			

※政令指定：

中核市や特別区が児相を設置するためには、児童福祉法施行令において指定を受ける必要があり、事務遂行体制や都道府県との連携体制等をまとめた計画書と共に申請する。

5. 職員配置(採用)計画

児童相談所に必要な職員は多岐・多数にわたることから、開設直前では必要な職員を確保できない可能性があり、また児童相談所や家庭児童相談室のノウハウがないまま児童相談所業務を行うことは運営に支障がでることから、総務部と協議のうえ、開設年度及び開設までの研修期間等を考慮して前倒しで計画的な配置(採用)を進めています。